

# 鳥取県鍼灸マッサージ師会 通信

発行 公益社団法人  
鳥取県鍼灸マッサージ師会  
代表者 山根 和由  
事務所 〒680-0031  
鳥取市本町3丁目201番地  
鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル  
tel&fax 0857-22-7598  
HP <http://torishinma.sakura.ne.jp/>

平成30年度 第2号

## 30年度学術講習会・全課程を修了

第1回 8月26日(日曜日)

第1回目は、鳥取市の県立生涯学習センターふれあい会館において、(公社)全日本鍼灸マッサージ師会保険局長・往田和章先生を講師にお迎えし、「あはき保険制度について」と題して講演いただきました。

先生ご自身の経験談を交えながら、患者さんのための保険制度への取り組みの思いの他、長年にわたる厚労省との協議の結果、31年1月より始まる‘あはき療養費受領委任払い制度’について、改正点ならびに注意点などの資料をスクリーンに映しながら説明があり、時々、直接交渉にあたられた時の苦労話等の紹介もありました。

講演の終盤は、予め用意のあった質問事項および会場からの質疑応答にあてられていましたが、時間が足りないほどの反響の中で終了しました。



第2回 11月4日(日曜日)

第2回目は、鳥取市障害者福祉センターにおいて(公社)全日本鍼灸マッサージ師会スポーツ事業委員長の朝日山一男先生をお迎えして「スポーツ障害に対する鍼灸マッサージ」をテーマに、ご講演と実技指導をしていただきました。

午前中は、先生の活動の3本柱とされているスポーツ、介護予防、災害支援についての「現場での心構え」等のお話があり、実際に赴かれた被災地、ならびにスポーツ大会での活動事例の紹介がありました。

午後からは、スポーツ大会でのサポート活動に参加するうえでの注意点、選手へ施術する際の注意点などのお話の後、モデル患者および実際に障害のある参加者に対して、治療方法を実演していただき、参加者も触れさせていただきながら説明を受けました。



### 第3回 12月2日(日曜日)

第3回目は、米子市公会堂2階の集会室6・7において第3回学術講習会を開催しました。

今回は、お隣の島根県師会より東洋鍼灸院院長の遠藤武先生を講師にお迎えして、「経筋治療と手技療法」をテーマにした講義と、実演をしていただきました。



午前には、臨床50年にわたるお話につづいて、経筋治療の他、手技療法として、いわゆる筋膜リリースの解説をしていただきました。

午後からの実技指導では出席者一人一人に施術をしていただきました。

長年、臨床家としてご活躍されていらっ



しゃる先生の講義は、優しく和やかな雰囲気につつまれながらも説得力のある講習会となりました。

### 平成31年1月27日(日曜日)

第4回目は、倉吉市の伯耆しあわせの郷において、本会会員による6名の会員による臨床研究発表の他、中央情勢の報告が行われました。

発表者とテーマは、次のとおりでした。

- 1.岡村稀隆氏 「パーキンソン病の正しい知識と治療について」
- 2.森脇安浩氏 「腰部脊柱管狭窄症に対しての鍼治療」
- 3.三田直水氏 「触れることの意味」



- 4.松本剛典氏 「流通経済大学トリアスロン部米子合宿鍼治療によるサポート」
- 5.植竹雅宏氏 「療養費の取扱いに関する Q&A を中心とした報告」
- 6.山根和由氏 「中央情勢及び研修会報告」

以上の6名の先生方です。

会場は、熱のこもった質疑応答やアドバイスが交わされていました。

本会の学術講習会にあたり、ご多忙にもかかわらず、ご講演をしていただきました先生方には厚く御礼申し上げます。



ありがとうございました

これまでの鍼灸マッサージ師等国民年金基金は、

平成31年4月より全国国民年金基金へ統合されます。

平成31年4月1日、全国47都道府県の地域型国民年金基金と、22 の職能型国民年金基金が合併し、全国国民年金基金となります。

なお、年金証書記号番号及び加入員番号に変更はございません

●鍼灸マッサージ師等のお仕事をしている方とご家族のための国民年金基金です。

●国民年金基金は国民年金に「上乗せする公的な年金」です。

加入するとサラリーマン並みの年金を受け取ることができます。

●老後資金として国民年金だけでは足りない方と考える方にピッタリの制度です。

# 会の動き

9月20日

## 第4回理事・役員会を開催

台風の影響で順延されていた本年度第4回目の理事会を、9月20日の木曜日、本会事務所にてインターネットを利用して開催しました。山根代表理事の挨拶後に、  
第1号議案 入会申請者の承認の件  
第2号議案 顧問依頼の件

### 【報告事項】

1. 平成30年度上半期の会務・業務執行状況についての報告。
2. その他 奉仕活動等実施時の備品等の事前準備（配置）について。

以上の各議案事項について、担当理事より説明、報告が行われ、全ての案件は全会一致で承認、了承されて終了しました。

11月10、11日

## 平成30年度都道府県師会会長会が開催

東京都新宿、ワイム貸会議室において開催された都道府県鍼灸マッサージ師会会長会に、本会からは代表理事の山根和由氏が出席しました。

なお前日に行われた日本鍼灸マッサージ協同組合の研修会にも出席され、厚生労働省保健局医療課保健医療企画調査室長・樋口俊宏氏、日本鍼灸マッサージ協同組合理事長・堀昌弘氏、全日本鍼灸マッサージ師会保険局長・往田和章氏によるご講演が行われました。

この様子は第4回学術講習会の際に山根和由代表が報告をされました。

2月10日

## 鳥取・島根県師会交流会開催

数日の間春めいていた陽気から一気に真冬の寒さに戻った2月10日の日曜日、鳥取市・さわやか会館で、鳥取・島根県師会の交流会が開催されました。



この交流会は毎年

両県師会で交互に開催しているもので、当初、昨年9月に予定されていましたが、台風の影響で延期されこの日の開催となりました。

今回で12回目となる交流会には、島根県師会から持田代表理事ほか4名、本会からは山根代表理事ほか4名の計10名が出席して開催されました。

会議では、お互いの組織運営の現状、抱える問題点とその対応策および新たな取り組み他等について、熱のこもった意見交換が時間一杯まで行われました。その後、全員で少しおそめの昼食をとりましたが、その席でもいくつかの話題がはなされ、寒さを忘れるほどの盛り上がりを見せていました。

2月24日(日)

## 島根県生涯研修会

島根県出雲市社会福祉センター3階会議室において、(一社)島根県鍼灸マッサージ師会・出



雲研修会が開催されました。その研修会に  
本会業務執行理事の國岡先生が招請を受け、  
講演ならびに実演を行われました。本会か  
らは4名が参加・受講しました。

講習会では、午前中、治療家としての四  
十余年を振り返りながら先生と経絡治療と  
の出会い、その考え方・治療法等について  
のお話、および症例の紹介がありました。

午後の部では、2名のモデル患者に対し  
て治療の実際が行われ、途中、受講者は直  
接刺鍼部位の選穴理由の説明、脈診の確認

体験などを受けていました。治療が終わり、  
モデル患者が再び坐位になると、見た目にも  
体のバランスが整っているのを皆が確認し、  
改めて鍼治療の効果、良さを再確認し  
た講習会  
でありま  
した。



## 今後の予定・お知らせ

6月2日

本会定時総会 米子市公会堂

6月29・30日

中国地区鍼灸マッサージ師協議会

開催地 広島県

7月14日

皆生トライアスロン

10月20・21日

東洋療法推進大会

開催地 神奈川県横浜市

中央の動静を知り、研修及び情報交換の  
よい機会となります。多くの皆様がぜひ  
ご参加ください。

申し込みは、本会事務局までお願いい  
たします。

## 内閣総理大臣賞受賞 植田悠郁さん

おめでとうございます。

本会会員の植田悠郁（うえたはるか）  
さんが、内閣総理大臣賞を受賞されまし  
た。

障害がある人への理解を深める「障害  
者週間」にあわせて行われた作文とポス  
ターのコンクールで、平成30年度「心  
の輪を広げる体験作文」で最優秀受賞作  
品に選ばれました。

「今伝えたい事～弟と歩んだ日々～」  
という題名で、重い知的障害がある弟が、  
言葉にはできなくても必死に気持ちを伝  
え、日々成長する姿を紹介することで障  
害者への差別や偏見をなくしたいとい  
う願いを込めたということです。

作文は内閣府のホームページに掲載さ  
れているほか、今後、学校の授業など  
でも活用されるということです。

## 保険取り扱いをされる先生方へ

1月より受領委任制度がスタートしました。これに伴い規則が厳格化されます。

厚生労働省 保発06 12 第2号 平成30年6月12日付の通知をもとに一部注意点を掲載します。

### まとめ

- 1、 違法な広告で患者を誘引してはならない。
- 2、 施術所が代行業者、従事者、医療機関、医師への紹介料や、同意書の交付で金品を提供してはならない。
- 3、 施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する施術者の氏名及びはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の別を掲示すること。
- 4、 患者さんに領収書を無償で交付すること。
- 5、 様式第5号による一部負担金明細書(1日分)又は様式第5号の2による一部負担金明細書(1月分)を交付すること。
- 6、 療養費支給申請書を毎月、患者または家族にきちんと確認してもらったうえで、署名又は押印を求めること。
- 7、 毎月、申請書の写し(添付書類は除く。)又は施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書(1月分)」を、患者又は家族に交付すること。
- 8、 保険者へ療養費支給申請書の送付については、療養費支給申請総括票(Ⅰ)と療養費支給申請総括票(Ⅱ)も添付する。  
(※ 療養費支給申請総括票(Ⅰ)の費用額の欄は 10 割分の金額を記入)

**注意** 他業種で、患者さんに領収書を交付せずに不支給となった例があるとの報告があります。

患者さんへ、一部負担金明細書(1 日分)または(一月分)も交付もお願いいたします。

新しく、療養費支給申請書の施術証明欄が「登録記号番号」となっています。

制度に参加する保険者等のご案内(平成 31 年1月1日時点)

全国健康保険協会

健康保険組合

市町村(特別区を含む)

国民健康保険組合

後期高齢者医療広域連合

### 詳細

#### 第3章 保険施術の取扱い

- 1、 違法な広告若しくは通達、ガイドライン等に違反する広告により、患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならないこと。

2、 施術所が、集合住宅・施設・請求代行の事業者若しくはその従事者、医療機関、医師又はその関係者等に対して金品(いわゆる紹介料その他の経済上の利益)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

同意書又は診断書の交付を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とすること。

(施術者の氏名の掲示)

施術管理者は、施術所内の見やすい場所に、施術管理者及び勤務する施術者の氏名及びはり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の別を掲示すること。

(領収証及び明細書の交付)

施術管理者は、患者から一部負担金の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、領収証を無償で交付するとともに、患者から求められたときは、当該一部負担金の計算の基礎となった項目ごとに記載した様式第5号による一部負担金明細書(1日分)又は様式第5号の2による一部負担金明細書(1月分)を交付すること。(20)

#### 第4章 療養費の請求

(申請書の作成)

施術管理者は、毎月、申請書を患者又はその家族に提示し、施術を行った具体的な日付や施術内容の確認を受けたうえで署名又は押印を求めること。

そのうえで、施術者は、毎月、申請書の写し(添付書類は除く。)又は施術日数や回数、施術内容のわかる様式第5号の2による「一部負担金明細書(1月分)」を、患者又は家族に交付すること(20により、既にすべての施術について明細書を交付している場合を除く。)

(申請書の送付)

施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第8号及び様式第9号又はそれに準ずる様式の総括票を記入のうえ、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、27により国民健康保険等の療養費審査委員会が設置されている場合は、施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。

## 情報広場

### 代議員及び補欠代議員選挙結果のお知らせ

平成30年12月1日付で告示されました、(公社)全日本鍼灸マッサージ師会の代議員及び補欠代議員の当選者が、平成31年2月21日にホームページ上、及び3月1日発行の月刊東洋療法第299号において公表されました。どちらも定数内のため無投票当選されました。本県においての当選者は次のとおりです。

**代議員 山根和由氏、補欠代議員 植竹雅宏氏です。**

大変お世話になりますが宜しくお願いいたします。

# ツボ10×モ

内庭(ないてい)穴<sup>けつ</sup> [足の陽明胃経]

[位置] 足背の第2・第3趾の分れ目(第2・第3中足趾節関節の前)、小趾側に取り  
ます。

[効果] 胃弱、歯痛、膝痛

このツボは、イライラした時や、緊張などで胃が重苦しく痛むなどといった胃腸の調子が悪いときなどに使われています。

上肢の肘から下、下肢の膝から下の5つのツボは(五輸穴)、要点に並んでいるとされ、「内庭穴」は先から2番目のツボ「榮(えい)穴」にあたります。

この榮穴は局所の異常を反映し、足の前側がつっぱる、膝が痛いといったときに圧痛が出現しやすく、「内庭穴」にわずか0.5ミリ程の刺鍼で、症状を軽減させる事があります。(※1)

榮穴の他、疼痛部位と関連する末梢の顕著な圧痛反応を特定すること、つまり効果を引き出しうるツボを見つけられるかどうか最も重要です。

先にご紹介した、東洋鍼灸院院長の遠藤武先生は、さらに、ばん鍼効果を狙い鍼プラス温灸の使用をされておられました。

(※1) 運動器系の愁訴に対する東洋医学の治療法の一つに経筋治療があります。

経筋とは正経十二経脈と同様に三陰三陽に分類され、臓腑(内臓)をまとう(支配する)ことはなく、その走行は四肢末端に始まり、主に筋・腱を支配して頭部や体幹部に終わります。

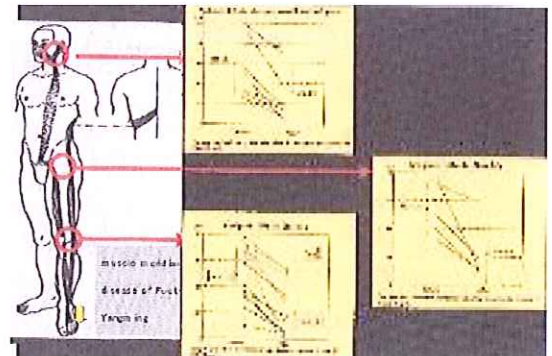
経筋に異常が起こると関連した運動機能の異常、筋の痛み、引きつりなどが現れるとされています。

なお、膝関節痛には、外傷性疾患(骨折や軟部組織の損傷)、感染性疾患(骨髄炎、化膿性関節炎など)、骨軟腫瘍(骨肉腫、ユーイング肉腫など)の場合もありますので病院での検査も必要です。

参考資料 芹沢勝助氏 著 ツボ療法

篠原昭二氏 「経絡学説と経筋治療の実践」

(H20.11.30 鳥取県鍼灸マッサージ師会講習会資料)



## 編集後記

今年の冬は「雪があまり降らなくて助かるわ」と言われます。その一方で農家の方々には「虫が死ななくて困るわ」という声もあります。

田舎に住む私たちには、これからの地域経済に影響が出なければと思います。

動が極まって静となり静が極まって動となり……。立場の違いはあれ陰と陽の巡る概念が見受けられます。(雅)